

【補助対象事業、補助率及び限度額】

区分		概要
新築	面積	延床面積 80 m ² 以上
	対象建築物	・同一町会 1つまでとする ・更地に建築すること
	補助金	補助対象経費の 1/2 以内の額 ～200 世帯 … 1,200 万円限度 201 世帯～300 世帯 … 1,300 万円限度 301 世帯～400 世帯 … 1,400 万円限度 401 世帯～500 世帯 … 1,500 万円限度 501 世帯～ … 1,600 万円限度
	対象	中古物件の購入、延床面積 80 m ² 以上
購入	補助金	補助対象経費の 3/4 以内の額 1,000 万円限度(土地は対象外) ※同時の修繕を含む
	対象	・年度内に新たにコミュニティセンターを所有すること ・コミュニティセンターとして 5 年以上使用していること ・現有の集会施設が築 30 年を経過していること
解体	補助金	補助対象経費の 3/4 以内の額 300 万円限度
	面積	延べ面積が 15 m ² 以上(バリアフリー整備に該当する増築の場合、 15 m ² 未満も対象)
増築	対象	世帯規模が大きい町会・世帯増加の町会等
	補助金	補助対象経費の 1/2 以内の額 700 万円限度 ※同時の修繕を含む 1,000 万円限度
修繕	対象	・100 万円以上の修繕 ・バリアフリー整備に該当する修繕(整備費が 100 万円未満の場合、 バリアフリー整備に該当する部分のみ対象) ・購入もしくは増築と同時に修繕
	補助金	補助対象経費の 3/4 以内の額 1,000 万円限度 (耐震改修を含む場合 1,200 万円限度)
耐震診断	対象	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事に着手されたもの
	補助金	補助対象経費の 3/4 以内の額 100 万円限度 ※令和 7 ~ 11 年度に限る ※1 回限り
賃借	対象	・集合住宅の町会が当該建物において住戸を賃借する場合に限る。 ・延床面積 40 m ² 以上
	補助金	補助対象経費の 1/2 以内の額 30 万円限度／年 最高 5 年間限度

【補助金の再交付】 原則として 5 年の経過を要する (耐震診断を除く)

【事前協議の時期】 原則、建設する年度の前年度の 10 月末日まで。※新築、増築は 8 月中旬まで
耐震診断は当年度で事前協議が可能。

【基準単価】 木造、鉄骨、鉄筋とともに 186,000 円／m² (R7 年単価)

【県補助概要】 補助率 補助対象経費の 1/4 以内の額、
補助金の限度額 ・新築……100 万円以上、820 万円以下
・増築・改築……50 万円以上、590 万円以下

【その他】 原則、バリアフリー仕様とする。